

世田谷区高齢者見守り協定締結の流れ

1 相談申込み（公募）

- 世田谷区との高齢者見守り協定締結をご検討いただける事業者の方は、「世田谷区高齢者見守り協定相談シート」をご記入の上、高齢福祉課あてに送付ください。

2 相談・事前協議

- 世田谷区内で展開する業務や、見守り体制等についてお話を伺うとともに、区から高齢者見守り協定の趣旨や取組み内容についてご説明いたします。ご用意いただきたい資料等を日程とあわせてご案内いたします。

3 区による協定書（案）の調製

- 「2 相談・事前協議」によりご協力いただける範囲を相互に確認のうえ、「【標準】世田谷区における支援が必要と思われる高齢者に係る情報の提供に関する協定書」を基本とする案文を調製し、確認を依頼します。

4 候補事業者と区とによる協定内容の確認

- 区が調製した案文の確認を行います。
- 締結式開催のご希望があるときは、あわせて、日時、次第等の確認を依頼します。

5 協定書の締結

- 協定書は、甲・乙2通作成します。

任意

締結式

6 高齢者見守り協定締結の周知等

- 区では、この取組みを知っていただくために、区公式ホームページやちらし等に協定締結事業者を掲載させていただきます。
【世田谷区公式ホームページ掲載場所】
>福祉・健康>高齢・介護>高齢者施策に係る計画・方針等
>高齢者見守り協定

協定
締結後

- 日常業務を通じた高齢者の見守り
- 高齢者の異変発見時の通報・情報提供
- 高齢者見守り協定連絡協議会への参加

※その他、締結した協定書の範囲で、高齢者に係る見守り、情報提供及び情報共有にご協力をお願いします。